

結核定期健康診断報告書に関してよくある御質問

千葉県山武保健所 健康生活支援課 結核担当

● 報告書の入力・記入に関して

Q 従業員の受診報告は常勤職員のみで良いのでしょうか？

A 常勤・非常勤（非常勤職員・派遣職員・パート・アルバイト等）の区別なく、当該施設で業務に従事する方全員について報告をしてください。管理者の方や施設内にある医務室の職員の方も対象です。

Q 職場検診ではなく人間ドックや住民健診等で受診した者については？

A 受診対象者が他の機会（人間ドックや住民健診等）で胸部エックス線検査を受診し、その結果を管理者が把握している場合は感染症法に基づく健康診断を行ったとみなされます。受診者数に計上してください。

Q 古い様式の報告書に記入してしまいました。書き直しが必要でしょうか？

A 書き直しは不要です。そのまま提出いただいて問題ありません。保健所から問い合わせの連絡をする場合がありますので、報告担当者名や連絡先を忘れず御記入ください。

Q （胸部エックス線検査について）直接撮影か間接撮影かわかりません。

A 健康診断の内容に関しては実施した医療機関に直接お問合わせをお願いします。

● 提出に関して

Q 保健所から提出に関する通知がありません。提出しなくてもよいですか？

A 毎年、報告書を提出してください。

結核定期健康診断の実施及び報告については、令和6年9月13日付け、山健福第1238号で通知したとおり、令和6年度からちば電子申請サービスを活用し御報告くださるようお願いしております。

また、当該報告は毎年度報告が必要であることも申し添えていることから、令和7年度は、個別通知はいたしません。

Q 報告書を提出しなかった場合の罰則規定はありますか？

A 感染症法の中で罰則規定はありません。しかし結核に係る定期健康診断の実施が義務付けられている施設は、感染するリスクが比較的高いと想定される施設であり、もし施設内に結核発病者が発生した場合には感染の拡大が懸念されます。従業員・入所者の健康管理や二次感染防止のため、定期的に健康診断を実施し、その結果を報告くださるようお願いいたします。

Q 今年度の健康診断をこれから実施予定のため、まだ提出できません。

A 提出が遅れる場合は、お手数ですが令和7年12月26日（金）までにその旨を御連絡ください。また今年度受診対象者のうち、未受診者がいる場合には積極的な受診勧奨並びに結果の把握をお願いします。

Q 長期休業中のため、今年度は健康診断を実施していません。報告書の提出は必要ですか？

A 休業中のため報告対象外であることや、いつ頃から休業しているのかを報告書の備考欄に記載して提出いただくか、保健所まで御連絡をお願いします。

● その他

Q これから健康診断を受けたいのですがどうすれば良いですか？また、費用はどうなりますか？

A 現在保健所で定期健康診断は実施していませんので医療機関（自院も可）等へ直接御相談ください。なお、費用については学校設置者・事業主の負担となります。